

「筑後川水系における水資源開発基本計画」の一部変更(案) 説明資料

令和3年6月28日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

1. 筑後川水系における水資源開発基本計画の概要

筑後川水系は、昭和39年10月に水資源開発水系に指定され、昭和41年2月に水資源開発基本計画（1次計画）を決定。以降、3回の全部変更を経て、現在は平成17年4月に決定された4次計画。

1. 水の用途別の需要の見通しと供給の目標

- (1) 目標年度
平成27年度目途
 - (2) 供給地域
福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の諸地域
 - (3) 水の用途別の需要の見通し
水道用水：約 8.2 m³/s
工業用水：約 2.2 m³/s
農業用水：約 0.1 m³/s（新規需要量）
 - (4) 供給の目標
近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にする
- ◆供給可能量
- ・計画当時の流況：約 13.4 m³/s
 - ・近年の20年に2番目の渇水年の流況：約 11.0 m³/s

2. 変更の経緯

- S39. 10. 16 水系指定
- S41. 2. 1 基本計画策定（水需給計画決定、両筑平野用水）
- S45. 12. 22 一部変更（寺内ダム追加等）
- S49. 7. 26 一部変更（筑後大堰、福岡導水追加）
- S56. 1. 30 全部変更（水需給計画変更、筑後川下流用水、竜門ダム、城原川ダム等追加）
- S59. 2. 24 一部変更（赤石川ダム追加等）
- H元. 1. 24 全部変更（水需給計画変更等）
- H 5. 9. 21 一部変更（小石原川ダム追加等）
- H11. 1. 29 一部変更（福岡導水、大山ダムの変更等）
- H17. 4. 15 全部変更（水需給計画変更等）
- H25. 2. 22 一部変更（両筑平野用水二期の変更）
- H27. 12. 18 一部変更（小石原川ダムの変更）
- H30. 6. 26 一部変更（改築事業群の包括的掲上）
- (今回) 一部変更（小石原川ダムの変更）**

筑後川水系における水資源開発施設とフルプランエリア



2. 小石原川ダム建設事業 ～ 事業の概要 ～

➤ 小石原川ダム建設事業は、筑後川支川小石原川に洪水調節、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）及び新規利水を目的として、「小石原川ダム」と「小石原川と筑後川支川佐田川を結ぶ導水施設」を建設する事業である。

【事業主体】独立行政法人 水資源機構

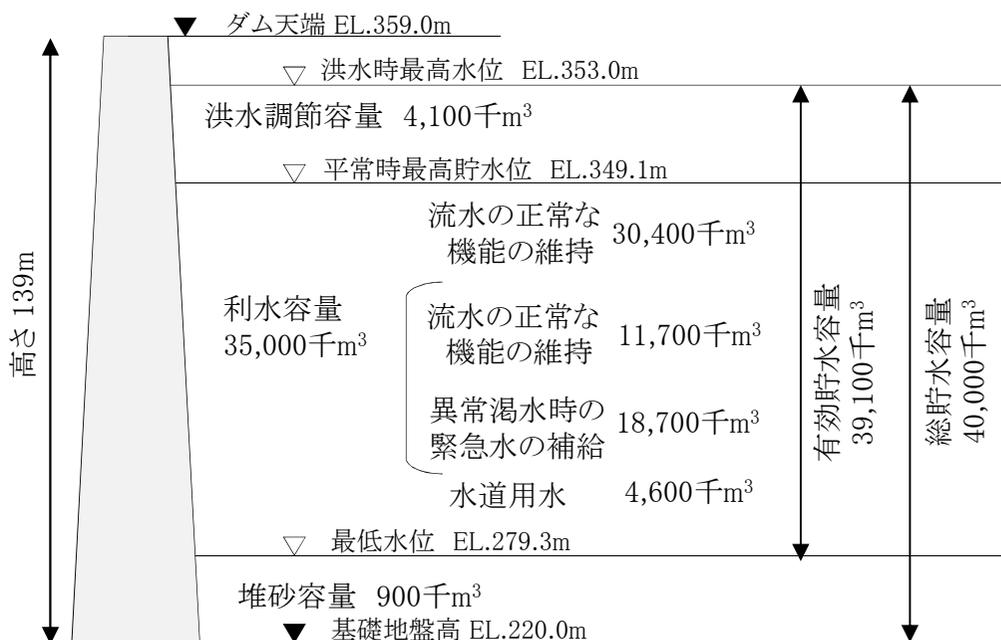
【小石原川ダムの諸元】

位置：筑後川水系小石原川（福岡県朝倉市）
 型式：ロックフィルダム
 堤高：139.0m
 堤頂長：558m
 総貯水容量：約40,000千m³
 有効貯水容量：約39,100千m³

【導水施設の諸元】

木和田導水路：延長約5km 最大取水量 3m³/s

貯水池容量配分図



【事業の概要】事業実施計画（第2回変更）（令和元年9月）

◆目的

- ・洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）
- ・新規利水

◆予定工期：

平成4年度から令和10年度まで
 ただし、概成は令和元年度

◆事業費：約1,960億円



小石原川ダム全景

令和3年4月撮影 水資源機構 提供

3. 小石原川ダム建設事業 ～ 事業の経緯 ～

昭和 28 年	6 月	洪水により甚大な被害が発生
昭和 53 年		福岡大渇水（取水制限等期間287日間）
平成 4 年	4 月	実施計画調査に着手
平成 5 年	9 月	筑後川水系における水資源開発基本計画の一部変更（新規掲上）
平成 15 年	4 月	建設事業に着手
平成 17 年	4 月	筑後川水系における水資源開発基本計画の全部変更（新規利水容量の追加等）
平成 18 年	3 月	事業実施計画認可
	5 月	水源地域対策特別措置法の「指定ダム」に指定
	7 月	筑後川水系河川整備計画策定
平成 20 年	3 月	「小石原川ダム建設事業に伴う損失補償基準」の妥結
平成 21 年	12 月	検証の対象とするダム事業に区分
平成 22 年	12 月	「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」設置
平成 24 年	12 月	国土交通大臣が「小石原川ダム建設事業は継続」とする対応方針を決定
平成 25 年	2 月	水源地域対策特別措置法の「水源地域」に指定
	3 月	「水源地域整備計画」決定
	11 月	事業実施計画（第 1 回変更）認可
	11 月	仮排水路トンネル工事着手
平成 27 年	7 月	導水施設工事着手
	12 月	筑後川水系における水資源開発基本計画の一部変更（工期変更）
平成 28 年	4 月	ダム本体工事着手
令和 元年	9 月	事業実施計画（第 2 回変更）認可
	12 月	試験湛水開始
令和 2 年	3 月	概成、施設管理規程認可
	4 月	管理開始

4. 小石原川ダム建設事業 ～ 工期変更の理由 ～

- ▶ 平成30年度及び令和元年度にダム建設調整費制度（民間借入）及び特定事業先行調整費制度（水資源機構の自己資金）を適用し、計画どおりの効果を発現させた。
- ▶ 調整費制度の活用により、一時的に年度事業費が集中するダム本体工事について、経済的かつ効率的な工程で実施することが可能になり、実体的な事業工期の遵守、予算の平準化及び事業費の縮減を図った。
- ▶ 小石原川ダム建設事業では、現計画どおり令和元年度に概成し、効果を発現。
- ▶ なお、事業費の償還及び回収期間として、9年の工期延伸を行った。

【参考】 調整費制度

●ダム建設調整費制度

水資源機構が民間資金の借入を行い、建設事業の促進を図る制度

●特定事業先行調整費制度

水資源機構の自己資金を支弁することにより、先行的に事業を実施し、後年度に所定の財源を回収する制度

